

議案第24号

幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例

幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第7条第2項中「者であって、」の次に「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防省令」という。）の規定に基づき」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「3人以下とする」を「3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第23条第4項中「費用については、」の次に「予防省令の規定により」を加える。

第45条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第11項中「介護支援専門員は、」の次に「予防省令の規定により」を加える。

第46条第3項及び第47条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「者であって」の次に「予防省令の規定により」を加える。

第53条第4項中「費用については、」の次に「予防省令の規定により」を加える。

第61条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第72条第6項中「担当者は、」の次に「予防省令の規定により」を加える。

第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「者であって、」の次に「予防省令の規定により」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附則第2項中「第7条第2項中「者であって、」の次に「予防省令の規定により」を加える。

附則第3項中「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防省令」という。）」を「予防省令」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。